「大阪“みなと” カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）推進協議会」設置要綱

　(目的)

第１条　大阪港湾局長は、大阪港、堺泉北港及び阪南港（以下｢大阪“みなと”」という。）において、水素、アンモニア等の次世代エネルギー利活用の需要と供給体制を一体的に創出するとともに、港湾機能の高度化や臨海部における環境に配慮した産業の集積を図る「カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）」の形成に向け、関係業界（団体・企業）及び有識者等の意見を聴きながら、大阪“みなと”及び全国的な取組状況の情報共有やＣＮＰ形成に向けた具体的な取組の検討及び推進を図ることを目的として、「大阪“みなと”カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）推進協議会」(以下「協議会」という。) を設置する。なお、本要綱の施行をもって、「大阪“みなと”カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）検討会」の組織及びこれまでの取組を本協議会に継承するものとする。

２　協議会は、港湾法第50条の３に規定する、港湾脱炭素化推進協議会とする。

　(構成)

第２条　協議会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。

２　座長は大阪港湾局長をもって充てる。

３　座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指定した職員がその職務を代行する。

４　構成員等の追加等は、座長が決定する。

５　座長は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。ただし、事前に構成員等に報告するものとする。

（部会）

第３条　協議会は、必要に応じて、取組ごとに部会を設置することができる。

２　部会は、座長が指名する構成員等を招集し開催する。

３　座長は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。ただし、事前に構成員等に報告するものとする。

（秘密保持）

第４条　第２条第１項において規定する構成員等並びに第２条第５項、第３条第３項に規定する関係者は、協議会及び部会で知り得た秘密を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

（協議会の取扱い）

第５条　協議会の取扱いは、以下によるものとする。

（１）協議会は、構成員等の自由な意見交換を担保する観点等から、原則として非公開とする。

（２）議事次第は、協議会終了後に公開する。

(３) 議事次第以外の配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が調整の上、事務局

が行う。

(４) 協議会の議事は、協議会終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

（ウェブ会議の方法による協議会の開催等）

第６条　事務局が必要と認めるときは、協議会をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、構成員等の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

２　前項に定めるもののほか、構成員等は事務局の承認を得て、ウェブ会議の方法で協議会に参加することができる。この場合において、当該構成員等は、ウェブ会議の方法による協議会への参加をもって協議会に出席したものとみなす。

（事務局等）

第７条　協議会の事務局は、大阪港湾局計画整備部事業戦略課及び計画課（計画調整担当）において行う。

２　協議会及び部会の議事の進行は、座長又は座長が指定した職員が行うことができる。

附　則

１　この要綱は、令和５年８月１日から施行する。

２　本要綱の施行をもって、「大阪“みなと”カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）検討会」は廃止する。

３　この要綱は、令和６年１月18日から施行する。

４　この要綱は、令和７年１月７日から施行する。

別表

「大阪“みなと”カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）推進協議会」構成員等

（五十音順）

【構成員】

（団体）

|  |
| --- |
| 大阪港運協会 |
| 大阪倉庫協会 |

（企業）

|  |
| --- |
| 岩谷産業株式会社 |
| ENEOS株式会社 |
| 大阪ガス株式会社 |
| カナデビア株式会社 |
| 株式会社IHI |
| 株式会社商船三井 |
| 株式会社商船三井さんふらわあ |
| 株式会社三井E＆S |
| 株式会社名門大洋フェリー |
| 川崎汽船株式会社 |
| 川崎重工業株式会社 |
| 関西電力株式会社 |
| 岸和田製鋼株式会社 |
| コスモ石油株式会社 |
| 堺泉北埠頭株式会社 |
| 櫻島埠頭株式会社 |
| 日本酢ビ・ポバール株式会社 |
| 日本製鉄株式会社 |
| 日本郵船株式会社 |
| 阪九フェリー株式会社 |
| 阪神国際港湾株式会社 |
| 丸紅株式会社 |
| 三井化学株式会社 |
| 三井物産株式会社 |
| 三菱重工業株式会社 |
| 三菱ロジスネクスト株式会社 |
| UBE株式会社 |
| 夢洲コンテナターミナル株式会社 |

　（有識者)

|  |
| --- |
| ロジスティクス経営士　上村　多恵子 |
| 同志社大学法学部　教授　黒坂　則子 |

【特別構成員】

（団体）

|  |
| --- |
| 大阪海運貨物取扱業会 |
| 大阪港湾労働組合協議会 |
| 大阪府トラック協会 |
| 大阪府冷蔵倉庫協会 |
| 全日本港湾運輸労働組合同盟 |

（企業）

|  |
| --- |
| 出光興産株式会社 |
| SITC JAPAN株式会社 |
| 大阪港埠頭株式会社 |
| 大阪製鐵株式会社 |
| オーシャン ネットワーク エクスプレス ホールディングス株式会社 |
| 四国開発フェリー株式会社 |
| 大王海運株式会社 |
| DIC株式会社 |
| 寺崎電気産業株式会社 |
| 八興運輸株式会社 |

【行政機関】

（国）

|  |
| --- |
| 近畿地方整備局 |
| 近畿運輸局（オブザーバー） |
| 近畿経済産業局（オブザーバー） |

（地方公共団体）

|  |
| --- |
| 大阪府商工労働部 |
| 大阪市環境局（オブザーバー） |
| 大阪府環境農林水産部（オブザーバー） |

【事務局】

|  |
| --- |
| 大阪港湾局 |